

# 大阪府循環型社会形成に関する基本方針

平成16年5月

大 阪 府

(環境農林水産部循環型社会推進室)

- 目 次 -

第1章 策定の趣旨、基本方針の対象、基本方針の性格	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 基本方針の対象及び性格	1
1 基本方針の対象	1
2 基本方針の性格	2
第2章 現状の分析	3
第1節 物質フローの状況	3
1 資源投入量	3
2 再資源化量とその利用量	3
3 その他の状況	3
(1) 製品生産	3
(2) 販売・購入	4
(3) 財の蓄積・既存ストック	4
(4) 処理・処分	4
物質フロー図	5
第2節 廃棄物処理の課題となる状況	7
1 廃棄物の大量排出	7
2 低いリサイクル率	7
3 不適正処理の増大	8
第3章 将来像及び施策の基本方向	9
第1節 目指すべきイメージ	9
1 環境への負荷が低減された生活様式の定着	9
2 循環資源を活用した事業活動の定着	11
3 適正処理の徹底	13
第2節 施策の基本方向	14
1 環境への負荷が低減された生活様式の定着	15
(1) 府民、事業者、民間団体等の自主的活動への支援	15
(2) 府民、事業者、民間団体、行政等が一体となった活動の推進	15
(3) 府庁率先行動	16
(4) 市町村等との連携	17
2 循環型社会形成に寄与する産業の活性化	17
(1) 循環型社会ビジネスの促進	17
(2) 技術開発の支援	18
(3) 事業者の育成	19
3 適正処理の推進	20
(1) 不適正処理の撲滅	20
(2) 排出者責任の徹底	20
(3) 適正処理に必要な処理施設の整備促進	21
(4) 情報の発信	21
第4章 施策を総合的に推進するために	22
語句説明	23

## 第1章 策定の趣旨、基本方針の対象、基本方針の性格

### 第1節 策定の趣旨

近年、我が国においては、社会経済活動が拡大し国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の大量排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増大など深刻な社会問題が生じています。これらの問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方に根ざしたものであり、その根本的な解決に向けて、これまでの社会のあり方や人々のライフスタイルを見直し、経済社会における物質循環を確保することにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成することが喫緊の課題となっています。

このため、国においては、循環型社会の形成に関して道筋を示す「循環型社会形成推進基本法」を平成12年6月に制定しました。

都市化の進んだ大阪府においては、活発な経済活動に伴って廃棄物等物質の循環を巡る問題がより顕著に表れていることから、府域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成を推進するため、府民、事業者、大阪府の責務や大阪府が行う基本的施策などを規定した「大阪府循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）」を平成15年3月に制定しました。

この大阪府循環型社会形成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、循環条例第6条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する大阪府の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

### 第2節 基本方針の対象及び性格

#### 1 基本方針の対象

基本方針の対象は、策定の根拠となる循環条例の対象である経済社会での物質の循環とします。

なお、経済社会での物質の循環は、資源投入、製品生産、販売・購入、消費・廃棄、再資源化などの過程において、一般的には府域を越えて広域にわたるものですが、基本方針ではこれら循環の過程のうち府域で行われるものを対象とします。

また、長期的な展望として概ね2025（平成37）年での将来像を示した上で、中期的に2010（平成22）年度を目途に施策の基本方向を示すものです。

このような中長期の想定年度を設定することにより環境に関する大阪府の総合的な計画である「大阪21世紀の環境総合計画」との整合を図っています。

## 2 基本方針の性格

基本方針は、目指すべき循環型社会の姿を具体的にビジョンとして示すとともに、循環型社会の形成に関して大阪府が中期的に取り組むべき基本方向を示すものであり、施策展開や関連する個別計画の策定に当たっての指針となるものです。

## 第2章 現状の分析

### 第1節 物質フローの状況

循環型社会を形成するためには、私たちの経済活動において、投入された資源が、どれだけ再び資源として循環しているかといった物質の流れを把握することが重要です。

そのため、府域における物質の流れについて、「資源投入、製品生産、販売・購入、消費・廃棄、処理・処分」の5項目の断面と「財の蓄積・既存ストック」を設定し、各断面について工業統計表など各種統計を加工することにより、「平成12年度における重量ベースによる物質フロー」を推計しました。

資源循環の観点から物質フローを見れば、府域の状況は次のとおりです。

#### 1 資源投入量【断面1】

府域で生産活動を行うために投入された資源の総量【断面1】は、約7,740万トンとなっています。

このうち、再生資源としてリサイクルされた資源の投入量は約1,250万トンで、資源投入量全体の約16%を占めています。残りの約6,490万トンが化石燃料や鉱物など自然界から摂取した天然資源です。

今後、循環型社会の形成に向けて、資源投入量に対する再生資源の投入量の割合をできる限り高め、天然資源の消費を抑制していくことが求められます。

#### 2 再資源化量とその利用量【断面4】

府域で消費・廃棄された物質の総量【断面4】は、約1,970万トンとなっており、その約38%に当たる約750万トンが再生資源にリサイクルされています。

これは、府域で生産活動を行うために投入された再生資源量の約60%に相当します。

今後、循環型社会の形成に向けて、消費・廃棄された物質の総量【断面4】のうち食料摂取を除いてできる限り低減するとともに、【断面4】に占める再資源化量の割合を高めていくことが求められます。

#### 3 その他の状況

##### (1) 製品生産【断面2】

約7,740万トンの資源投入量【断面1】に対して、府域で生産される最終製品（生産工程で排出される産業廃棄物を含む）の総量【断面2】

は、約 6,080 万トンとなっています。資源投入量に比べ約 1,660 万トン減少していますが、これはエネルギーを得るために燃料として消費した約 1,800 万トンの減少が大きな部分を占めているほか、農産物の成長や中間製品の移輸出入（他府県や外国との間の移動）の差などによるものです。

(2) 販売・購入【断面 3】

府域で販売・購入され、日常生活を営むために新たに供給された最終製品（生産工程で排出される産業廃棄物を含む）の総量【断面 3】は約 7,770 万トンとなっています。

製品生産【断面 2】から約 1,690 万トン増加している要因は、最終製品の他府県等との移輸出入の差によるものです。生産量よりも販売・購入量が多くいわゆる大消費地ということが現れており、消費活動においても循環を意識した取り組みが重要となっています。

(3) 財の蓄積・既存ストック

「財の蓄積・既存ストック」は、日常生活を営む上で物質を使用や利用している状態を示すものです。この中には、食料品や新聞、雑誌など短期間で消費・廃棄されるものや、建物、道路、家電製品など長期間に渡って使用されるものがあり、「財の蓄積・既存ストック」には、平成 12 年度に生産された物質だけでなく、それ以前に生産された物質も含まれています。

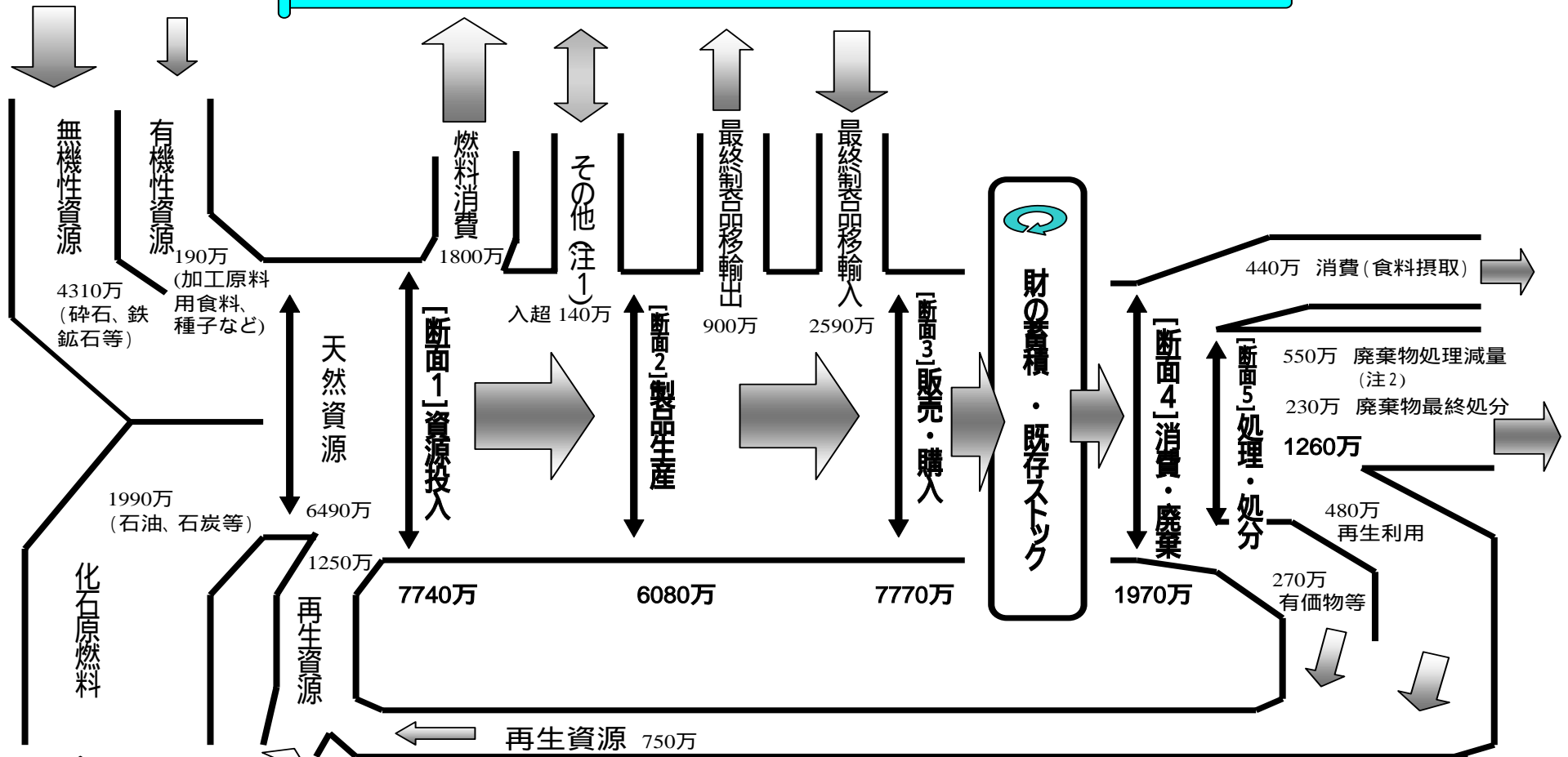
平成 12 年度の「財の蓄積・既存ストック」の出入りでは、入りが出を大きく上回っており、財として蓄積されている量が増えています。蓄積された物質はやがて更新などにより消費・廃棄【断面 4】に移行します。廃棄量の抑制を図るためには、既存ストックの修理・修繕などによりできる限り長期間使用することが求められます。

(4) 処理・処分【断面 5】

廃棄物として処理・処分された総量【断面 5】は約 1,260 万トンとなっています。このうち、焼却等の中間処理で減量された総量は約 550 万トンで、廃棄物最終処分として埋め立てられた総量は約 230 万トンとなっており、残りの約 480 万トンが再生利用されています。

廃棄物埋立処分地の残余容量がひっ迫していることから、再生利用を進めることにより最終処分量をできる限り減らし埋立処分地の延命を図ることが求められます。

大阪府の重量ベースによる物質フロー概要版(平成12年度 単位:トン)



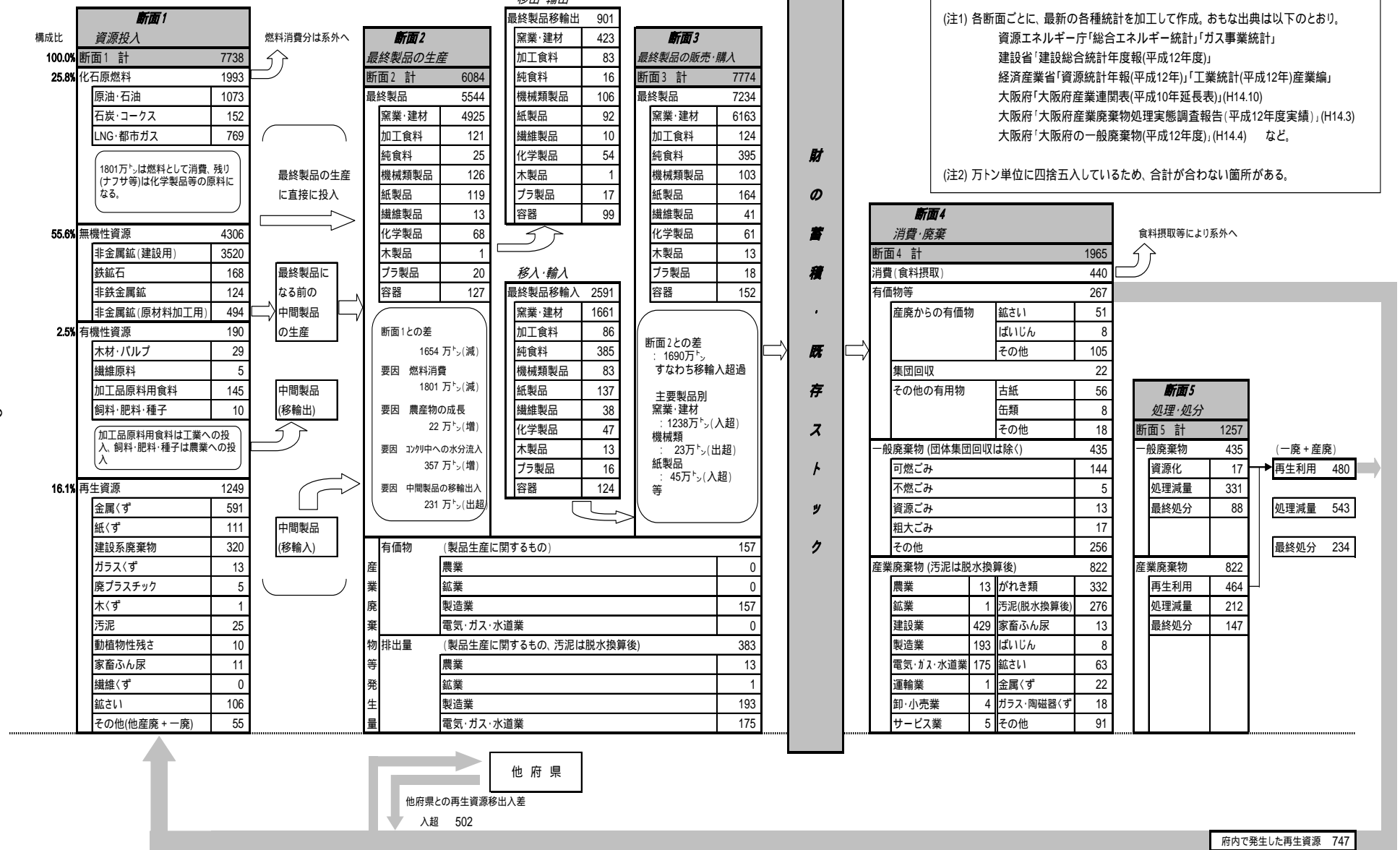
- (注1) 「その他」は光合成による農産物の成長、コンクリート中への水分流入、中間製品の移輸出入等。  
 (注2) 汚泥の脱水による処理減量は含まない。  
 (注3) 数字の整合を図るため、切り上げ切り捨てによる端数処理をしている数値がある。  
 (注4) 直接的なデータが得られなかったものについては、全国値を案分するなどの手法による推計を行っている。

他府県との  
再生資源移出入  
入超 500万

(大阪府 循環型社会推進室・府立産業開発研究所 平成16年3月推計)

大阪府の重量ベースによる物質フロー（平成12年度、単位:万トン）

(大阪府 循環型社会推進室・府立産業開発研究所 平成16年3月推計)



(注1) 各断面ごとに、最新の各種統計を加工して作成。おもな出典は以下のとおり。  
 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」「ガス事業統計」  
 建設省「建設総合統計年度報(平成12年度)」  
 経済産業省「資源統計年報(平成12年)」「工業統計(平成12年)産業編」  
 大阪府「大阪府産業連関表(平成10年延長表)」「(H14.10)」  
 大阪府「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告(平成12年度実績)」「(H14.3)」  
 大阪府「大阪府の一般廃棄物(平成12年度)」「(H14.4)」など。

(注2) 万トン単位に四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。



## 第2節 廃棄物処理の課題となる状況

府域における廃棄物処理の課題となる状況は、次のとおりです。

府域において循環型社会を形成するためには、廃棄物の発生を抑制する（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）、再生して利用する（リサイクル）といういわゆる3Rを強く推進していく必要があります。

### 1 廃棄物の大量排出

平成13年度における一般廃棄物の排出量は約431万トンとなっており、全国で2番目に多く、一人一日当たりの排出量に換算すれば1,363グラムとなり、全国で最も多く排出しています。

また、平成12年度における産業廃棄物の排出量は約1,768万トンとなっており、全国平均（約864万トン）の2倍以上を排出しています。

一般廃棄物については、大阪府は全国第2位の人口を有する大都市であるため家庭からの排出量が多いほか、昼夜間人口比率が極めて高く事業活動も活発な地であり、事業活動による排出量の多い要因となっています。家庭から排出される廃棄物だけでなく、事業活動によって排出される廃棄物を含め発生抑制に取り組むことが必要です。

産業廃棄物については、人口が多いことにより上下水道からの汚泥の発生が多くなっていますが、GDPが全国第2位（平成13年度）と産業活動が活発であることも要因となっています。また、昭和40年代以降の高度成長期に急増した建造物の更新時期が集中することにより、建設系廃棄物の排出も懸念されます。製造工程でのロスの軽減や建造物の長期使用などによる発生抑制が望まれます。

### 2 低いリサイクル率

平成13年度における一般廃棄物のリサイクル率（排出量に占める資源化量の割合）は9.1%となっており、全国平均（15.0%）より5.9ポイント下回っています。これは、全国で3番目に低い数値です。

また、平成12年度における産業廃棄物のリサイクル率は26%となっており、全国平均（45%）より19ポイント下回っています。

一般廃棄物については、焼却の割合が全国平均（78.2%）と比べ高い割合（92.2%）にあるため、分別収集量の向上による焼却量の減量や技術革新等による焼却灰の再資源化が望まれます。

産業廃棄物については、減量化により処理される汚泥の比率が高いことでもリサイクル率が低い要因となっており、有機汚泥のバイオマス<sup>\*1</sup>としての利用なども含めた技術革新によるリサイクル技術の向上が望まれます。

### 3 不適正処理の増大

平成14年度における産業廃棄物の不適正処理に関する苦情件数は647件となっており前年度の411件と比較して57%増加しています。また、平成10年度の259件と比較して5年間で約2.5倍増となっています。

増加の要因は、関係法令による規制強化と業界を取り巻く景気の低迷による違反事例の増加及び府民の厳しい監視などによるものであり、その内容は悪質・巧妙化しており、府県を越えて移動するなど広域化しています。

今後、早期発見から未然防止へと不適正処理を撲滅していくことが必要です。

### 第3章 将来像及び施策の基本方向

#### 第1節 目指すべきイメージ

私たちが目指す循環型社会は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の社会から脱却した、天然資源の消費が低減されるとともに、物質の循環的な利用が徹底され、最終的に自然界へ廃棄されるものが極力抑制される社会であることが基本となります。

天然資源の多くは有限の資源であり、将来にわたって持続可能な発展を図るためには、バイオマスなど再生可能な天然資源や自然のエネルギーの利活用により、化石燃料などの限りある天然資源の消費を減らさなければなりません。これらの資源を自然界から採取する際には、多くのエネルギーの消費と廃棄物の発生を伴うことから、限りある天然資源の消費を減らすことが必要です。

私たちが日常使用している「もの」は、このような資源が使われているという意識を常に持ち、無駄なものを持たないことや使用後の再使用などに加え、製品としての役割が終わった後までも資源として大切にし、再生利用を徹底することが必要です。

また、最終的に物質を廃棄する際には、適正な形で処分することにより、自然界への負荷を最小限にとどめることが必要です。

ここでは、「もの」の製造から廃棄に至る過程において、生活様式、事業活動、適正処理の視点で、概ね2025(平成37)年における目指すべき将来像をイメージしました。

#### 1 環境への負荷が低減された生活様式の定着

私たちは日常生活において、様々な「もの」とかかわっていますが、循環型社会では、「もの」の購入から廃棄にいたるまで「もの」を大切にする「資源節約」が、「地球環境の保全」や人にやさしい「安全・安心」とともに生活の機軸となっており、これらを求める意識が相互に関連し、環境への負荷が低減された生活様式が定着しています。

大阪では、実質価値を重視する価値観をベースとして、時代の変化に敏感に対応する先進性と柔軟性を持って、自然な感覚で循環型の生活感覚が取り入れられています。

(ものとの関わり)

まず、「もの」の購入時における選択が、私たちと「もの」とのかかわりを大きく左右しますが、購入に当たっては、使用時や使用後の最終的な廃

棄まで含めた環境への負荷も含めて、無駄を嫌い「実質価値」を重視する選択がなされています。購入時の包装や使い捨て容器など廃棄物となるものに対しては厳しい目が向けられ、詰め替え製品や量り売りなど廃棄物が少なくコスト的にも有利である製品が求められます。耐久消費財については特に「実質価値」の重視から、長期間使用することが可能なものがより一層求められ、本質的な機能性、耐久性を重視する志向や、自らの個性とマッチしたものを選択するようになっていきます。また、使用後にリサイクルしやすいことなど環境への負荷が少ないことが付加価値として認識され選択の基準となるとともに、資源に対する意識の高まりと技術革新による価格、機能などの向上により、再生品に対する評価も高まっています。そして、事業者に対して、このような行動を可能にする製品や製品に関する環境情報の提供を求める声が大きくなり、これら府民ニーズへの対応など環境への配慮を行う事業者の評価が高まっています。

次に、「もの」の使用においては、自分で選んだものに愛着を持って磨きをかけていくといった意識が培われ、故障や機能の向上に対しても修理(リペア)や機能追加(グレードアップ)により長期間使用していく習慣が定着しています。

これら、「もの」の購入・使用における行動が定着していることにより、廃棄物の発生抑制がなされています。

使用後のものについては、子供用品など不要となった後も使用できるものはフリーマーケットやいわゆるリサイクルショップなどを通じてリユースが進んでいます。また、廃棄する際には家庭での減量化など排出抑制を行うほか、適切に分別して排出するなど、リサイクルに積極的に協力しています。

(消費者から利用者へ)

さらに、「もの」そのものを所有することを離れて機能のみを所有するといった合理性を重視する意識も進んでいます。将来廃棄物になるものをできるだけ持たないため、必要なときにだけ使用し、使用後には回収されるリースやレンタルを効率的に生活に組み込むことが広がっています。また、製品とサービスが一体となって提供されるサービサイジング<sup>\*2</sup>なども需要が増大しています。このように、私たちは、いずれ廃棄されることが確実なものを一時的に所有するのではなく、使い勝手のよいサービスを利用することにより、「消費者」から「利用者」へと変化していきます。

（情報の共有）

このような生活様式は、社会に定着した環境教育によって人々に浸透しており、さらに、消費者から製品やサービスに関する情報の開示を求める声の高まりと、IT技術を背景とした的確な情報の提供など、誰もが情報を容易に入手でき利用できる社会の実現によって加速しています。

（府民の環境活動の広がり）

利用及び廃棄する資源を最少とする資源節約型の生活様式が個人レベルで定着するにつれて、地域の美観をそこなう散乱ごみに対しても資源を循環させるという意識が浸透し、ポイ捨てなどの投棄行為に厳しい目が向けられるとともに、清掃奉仕など地域における美化活動が自発的に行われるようになります。さらに、一人ひとりの取り組みは、自治会や商店街などによる地域単位での美化活動の活性化につながり、地域に愛着を持った取り組みが広がっていきます。また、廃棄物の発生抑制やリサイクル推進に関する幅広い活動へと取り組みが進み、これらは地域を越えたより広域の活動へと広がり、地域間をつなぐNPOによる活動への参画が進んでいます。NPOでは、パートナーシップをもって協働した取り組みを進めるため環境教育の推進や情報の提供など府民をリードする取り組みを積極的に展開し、さらに民間団体間や行政などとのネットワークの構築により、主体間の絆を深める活動を通じて循環型社会の形成に大きな役割を持つようになっています。

（事業者の環境活動の広がり）

一方、事業者においても、積極的に循環型社会の形成に取り組むことが社会的信用を高めることにつながっていくとの認識が定着しており、企業の社会的責任の一環として府民とも協働した取り組みが進んでいます。

地域の環境保全活動に取り組むことはもちろんのこと、事業者から環境に関する情報を積極的に発信し、大阪府や市町村、民間団体等が発信する情報と合わせて地域で情報が共有されることにより、地域社会の成熟に貢献することも進んでいます。

成熟した社会において、環境への取り組みの評価が事業者のブランド価値として評価されることにより、さらに環境への取り組みが進むという相乗効果が生まれています。

## 2 循環資源を活用した事業活動の定着

生産、流通、サービスなど様々な形で私たちの社会に「もの」を提供し

ている事業活動においては、環境への配慮が隔々までいきわたっています。生産活動においては、環境マネジメントシステム<sup>\*3</sup>の導入により環境負荷の低減や資源節約型の工程管理が進むとともに、設計段階から廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用、修理や機能追加（グレードアップ）を考慮した製品づくりがなされています。また、製品とサービスが一体化したシステムや循環型社会の形成をリードするような製品の提供によるライフスタイル提案型の事業活動が積極的に行われています。

併せて、オフィスにおいても環境マネジメントシステムに基づき、廃棄物の発生抑制などに積極的に取り組んでいます。

#### （生産における配慮）

生産では、製品の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる環境負荷を考慮して製品が設計されます。技術革新が進み、希少性資源や有害物質の代替材、再生資源や再生可能な資源の使用等環境負荷に配慮した素材を選択することをはじめ、長期間使用できる製品など環境への負荷が少ないことを付加価値とする製品に移行していき、部品の共通化や使用後に素材として利用可能な、分解・分別が容易な設計がなされています。耐久消費財などでは、本質的な機能を追及することが進み、家電品のグレードアップや建築物の改修などの変化に対応できることを当初から織り込んだ製品が増えるとともに、製品への愛着を得るために、使用者のニーズに対応したデザインの選択性を提供することも行われます。一般消費財では、量り売り製品や詰め替え製品など資源節約型の製品や、再使用可能な容器を使用した製品が中心として生産されています。このような環境への負荷が少ない製品は技術革新によってさらなる価格、機能の向上が進んでおり、サービスを含めた高付加価値化が図られています。

さらに、あらゆる製品が捨てられることなく価値ある資源として再び製品化され繰り返し利用されることが一般的になります。

#### （流通における取り組み）

生産者と消費者を結ぶ役割を担う流通では、製品の輸送は環境にやさしいグリーン配送<sup>\*4</sup>が行われており、汎用性に富んだ統一規格の通い箱の使用や簡易梱包による軽量化など、効率的な物流システムが構築されることにより、廃棄物の発生抑制が図られています。卸売・小売では、低価格なりサイクル製品の普及によりこれら製品を扱う商店が増加することはもちろんのこと、創意工夫により廃棄物の減量化やリサイクルを推進するエコショップ<sup>\*5</sup>やいわゆるリサイクルショップなど、地域の環境保全活動をリ

ードする店が増加しています。

(サービスの提供)

また、製品の長期間使用をサポートする修理、改修や機能追加(グレードアップ)などのサービスの提供が進展しています。

(リース・レンタルの広がり)

さらに、リース・レンタルやサービサイジングなど、機能そのものをサービスとして提供するシステムが発展しています。これらの形態は、使用後に「もの」が回収されることから、リース・レンタルなどのサービスが製造業と結びついたシステムが構築されることにより、資源が確実に製造者の元にもどり、製品・部品の効率的なリサイクルが行われるとともに、さらに素材産業までをも組み込んで、素材までのリサイクルを行う形態へと向かっていきます。

(リサイクルの効率化)

使用後の再使用、再生利用などについては、人口や産業が密集していることから使用後の製品が集積しやすく、再資源化の技術力の蓄積があるというポテンシャルを背景として、廃棄物の発生状況や輸送システムから適切に配置された拠点を中心に効率的な再使用、再生利用が行われています。また、拡大生産者責任が定着し製品の生産者により素材を確保するという観点から使用済みの製品の回収、再生利用が行われるほか、リサイクル技術が革新することなどにより個別の業種や製品の生産者を越えて効率的にリサイクルを行う多様なシステムなどが構築され、循環資源の情報開示と共有化と合わせて、データベースの構築によるリサイクルネットワークが形成されています。

さらに、どうしても素材として利用できないものについては、サーマルリサイクル(熱回収)によるエネルギー変換が行われることにより循環的な利用が徹底されています。

### 3 適正処理の徹底

経済活動で使用された「もの」は技術革新を背景とした様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がなされており、どうしても利用できないものだけが最終的に廃棄物として処分されています。

#### （適正処理の推進）

産業廃棄物を処分する際には、排出者責任が徹底されており、廃棄物情報の充実や新たな技術を利用した管理手法を背景として、排出者による排出から最終の処分までの管理体制が整備されています。また、処理工程にあっては、周辺住民との情報の共有などにより開かれた運営を行う施設によって、優良な処理業者が十分な処理能力を確保していることにより、適正な処理が確実なものとなっています。

#### （不適正処理の撲滅）

一方で、不適正な処理に対しては関係機関の連携による監視網の整備や土地所有者による自主管理の徹底により、不法投棄や不適正保管などは未然に防止されています。法や条例の厳格な適用により悪質な不適正処理は撲滅され、排出者や処理を行う者を含めて社会全体で、不適正処理を許さない気運が熟成しています。

#### （安全・高度な施設）

廃棄物の処理施設では、リサイクルプラザなどの資源化施設（リサイクル施設）が設置され再使用、再生利用をした後、焼却時にもサーマルリサイクル（熱回収）が行われるなど、最終まで資源の利用が可能な高度な施設となっています。廃棄物処理施設は、最新の技術により有害物質の排出が高度に低減されており、施設に関する情報が発信されることと併せて安全な施設として府民に開かれたものとなっています。

## 第2節 施策の基本方向

大阪府は、目指すべき循環型社会の将来像を踏まえ、産業廃棄物の適正処理やリサイクルを推進するための各種法律・条例等の着実な施行に努めていきます。

また、循環型社会の形成は、行政のみならず府民・事業者など社会を構成するすべての主体が適切な役割分担の下で取り組みを進めていくことが必要です。これらの取り組みが自主的かつ積極的に展開されるよう、他の主体の模範として率先して行動するとともに、主体間のコーディネーターとして取り組みを進めます。

将来像で示した3つの視点に応じた具体的な基本方向は以下のとおりです。



## 1 環境への負荷が低減された生活様式の定着

### (1) 府民、事業者、民間団体等の自主的活動への支援

#### 〔基本方向〕

府民、事業者、民間団体等の自主性を尊重しつつ、活動が活発に行われるような環境づくりを行います。

資源や廃棄物を巡る問題は、通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多いことから、社会のあり方そのものや府民のライフスタイルを見直し、環境への負荷が低減された生活様式を定着していくことが不可欠です。府民、事業者が「循環型社会の一員」としての自覚を持ち、一人ひとりが自主的に取り組みを進めていくことが極めて重要です。

循環型社会の形成に向けた自主的な取り組みが社会全体に浸透するよう、大阪府は、各主体に対する意識の醸成を図り行動の第一歩を踏み出す支援を行うほか、行動が継続するための支援や社会を牽引するトップランナーを養成することにより、各主体の活動が活発に行われるような環境づくりを行います。

このため、現状の理解を深め、必要な知識を習得するための教育・学習や広報活動の充実を図ります。また、各主体がそれぞれの役割に応じて行動するための行動指針により身近な行動の普及を図ります。

さらに、府民、事業者をはじめNPOなどの民間団体等を含めた各主体による循環型社会の形成に向けた自主的な活動が積極的に展開されるよう、情報発信の拠点の整備や活動の場づくりなど活動の支援を行います。

### (2) 府民、事業者、民間団体、行政等が一体となった活動の推進

#### 〔基本方向〕

府民、事業者、民間団体、行政等が一体となった活動を推進するための核となる体制の整備や連携・協働の仕組みづくりを行います。

循環型社会の形成は、府民、事業者、民間団体、行政などの各主体による適切な役割分担に基づく自主的な取り組みがベースとなりますが、それぞれの主体が共通の目的をもって連携・協働して役割に応じた取り組みを進めることによって、さらに大きな効果が期待できます。

各主体が連携・協働し一体となった取り組みが地域に根付き、さらに

取り組みが広がることにより社会全体の気運が変革するよう、大阪府は、情報交流・意識の共通化が図られる場の設定など主体間のコーディネートを行うほか、積極的にNPO等と連携・協働した活動を進めていきます。

このため、各主体が一体となった活動を推進するための基盤としてすべての主体の参画による体制を核として、エコショップや地域通貨制度<sup>\*6</sup>など各主体の連携によりさらに取り組みが広がるような仕組みの整備や、共同購入による新製品供給の提言や新たな取り組みの普及に向けた環境社会実験の提言など地域をあげて参加する仕組みづくりが促進されるよう支援していきます。

また、アドプト・プログラム<sup>\*7</sup>等による環境美化活動など、府民、事業者、民間団体、関係機関と大阪府とのパートナーシップに基づく環境保全活動を積極的に展開します。

### (3) 府庁率先行動

#### 〔基本方向〕

各主体の模範となるよう、循環型社会の形成に向けた取り組みを率先して行います。

大阪府は、行政機関として循環型社会の形成に関する施策を推進していく一方で、大規模な事業者・消費者としての側面を有していることから、その行動は循環型社会の形成に直接繋がるとともに各主体の行動のモデルとなる意味をも持っています。

大阪府は、直接的に環境負荷の低減を図り、自らの取り組みが社会への提言として、各主体を牽引していくよう、率先行動を進めていきます。

このため、環境マネジメントシステムの確立・運用を行うことにより、3Rを推進していきます。また、事務活動等における認定リサイクル製品をはじめ再生品の利用などグリーン調達<sup>\*8</sup>を推進するとともに、新たな技術・サービスなどの試験導入や再生可能な資源を用いた製品の利用にも取り組みます。また、公共工事においても、建造物の長寿命化や建設時等の発生抑制などの環境配慮を通して、民間が実施する工事の模範となるよう努めます。

さらに、自動車やIT機器などリース・レンタルが可能な物品については、リース・レンタルによる調達に努め、機能重視のサービスへ転換することにより市場の拡大を図ります。

また、これら大阪府の取り組みが、各主体の取り組みの羅針盤となるよう、その情報を分かりやすく公表していきます。

#### (4) 市町村等との連携

〔基本方向〕

市町村等との連携を緊密に行い、広域的観点から情報提供や必要な助言を行います。

府民に最も身近な市町村や一部事務組合においては、地域美化活動や一般廃棄物の処理など地域の実情に応じ循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。大阪府の施策を推進するにあたっては、これらの市町村等の取り組みと相まってより効果を発揮するよう、連携の取れた施策を進める必要があります。

市町村と協働して取り組みを進めるため、大阪府は循環型社会の形成に関する施策を講じていくにあたり、市町村等と情報を交換し連携を緊密に行います。また、広域の地方公共団体としての観点から、市町村等が実施する各種の取り組みが円滑に推進されるよう、情報提供や市町村の要請に応じ必要な助言を行うほか、市町村等の広域的な連携を支援します。

このため、環境美化に関する連携した取り組みをはじめ、一般廃棄物の広域処理や分別収集の効率化に向けた技術的援助などを通じて循環型社会形成のスピードアップに努めます。

## 2 循環型社会形成に寄与する産業の活性化

### (1) 循環型社会ビジネス<sup>\*9</sup>の促進

〔基本方向〕

循環型社会の全国的なモデルとなるようリサイクル拠点の整備を行います。また、大阪の特性に応じたリサイクル制度の構築や再生品の需要拡大などにより循環型社会ビジネスの促進を図ります。

府域において物質の循環を確保するためには、リサイクル等を行う循環型社会ビジネスの役割は大きなものがあります。大阪府では、資源の投入段階では他府県からの再生資源の流入もある状況であり、また廃棄物の発生量も多いことから、資源化施設の整備やシステムの整備などに

より循環型社会ビジネスの促進を図ることが有効となります。

また、再生品に関しては、需要が拡大すれば、再生品の供給コストの低下が図られ、これにより更に需要が増大するという好循環が生まれることが期待されますが、人口が集中している府域ではその効果は高いと考えられることから、再生品の需要拡大に向けた取り組みも必要となります。

このため、資源化施設については、民間事業者による設置が促進されるよう拠点整備を行い、府域を循環型社会の全国的なモデルとすることを旨とするとともに、循環型社会ビジネスの促進を通じ大阪の産業の活性化を図ります。

さらに、府域の特徴として、高い技術力を持った再生資源業者が以前からリサイクルに取り組んできたという背景を踏まえたりサイクル制度を構築するとともに、再生品に関して、需要の増大と低コスト化の好循環を創出するきっかけとして、府域における物質の循環的な利用に特に有効な再生品を認定し、その普及に努めるなど良いものを安く提供する仕組みづくりを進めます。

## (2) 技術開発の支援

### 〔基本方向〕

研究機関や大学などとの連携体制により、事業者の技術開発の支援を行います。

物質の循環をより高度な循環とするためには、科学技術の果たす役割も大変大きいものがあります。事業者による技術開発が進めば、再生資源や再生品の高品質化、低価格化が図られることにより、消費者や事業者が再生品を選択しやすくなり、循環型社会の形成に大きな力となります。また、これまで廃棄物として処分されていた物質が資源としてリサイクルできるようになり、「もの」を確実に回収するためリース・レンタルをはじめ新たなサービスが求められ、「もの」から「機能」への方向に進んでいくことが期待されます。

これらの新たな技術やサービスは、社会全体で評価されることにより、更なる技術開発が促進されるようになることから、事業者に対する直接的な技術革新に向けた支援はもとより、新しいサービスの形態に関する情報の収集・提供に努め社会への浸透を図っていきます。

大阪府では研究機関や大学において技術的知識の蓄積があることから、

これらの機関との連携を図り、技術創出時の支援として新たに研究すべき分野に関する情報の提供を行うほか、研究時における技術的課題に対するアドバイスなどの支援や、開発された先進的技術や製品の評価の実施など技術や製品の普及に向けた支援を行い、技術開発から成果の普及に至るまで、事業者の技術開発への取り組みを促進します。

また、循環型社会の形成に資するサービスについても、「もの」とサービスが一体となって提供されるサービサイジングなどの新たなシステムが府民に理解されることにより普及が図られるよう情報提供を積極的に進めます。

そのほか、事業者の事業活動における環境配慮を促進するため、環境マネジメントシステムをはじめ環境会計<sup>\*10</sup>、環境報告書<sup>\*11</sup>、ライフサイクルアセスメント<sup>\*12</sup>などの導入促進のため情報の収集・提供に努めます。

### (3) 事業者の育成

#### 〔基本方向〕

社会から信頼される優良な廃棄物処理に携わる事業者の育成に努めていきます。

不法投棄など廃棄物の不適正処理やその内容の悪質化により、廃棄物処理全体に対して府民の不信感が増大しています。また、排出事業者が適正な処理を確保するため廃棄物処理業者の技術力等についての情報を求めるなど、排出者側でも優良な事業者を求めるニーズが高まっています。このようなことから、産業廃棄物処理業者やリサイクル関連事業者など廃棄物処理に携わる事業者が、廃棄物の資源化や適正処理を進め、社会に貢献する事業として府民や排出事業者に信頼される事業者となる必要があります。

このため、実務マニュアル等の作成、関係法令の周知徹底、講習会の実施、優良産業廃棄物処理業者の顕彰、電子マニフェスト<sup>\*13</sup>の普及など廃棄物処理に携わる事業者の指導・育成を行います。

### 3 適正処理の推進

#### (1) 不適正処理の撲滅

〔基本方向〕

不適正処理に対して、府の強い姿勢を示し、厳格に対処していくとともに、未然防止や早期の対応に努め、社会全体として不適正処理を許さない気運を高めていきます。

不適正処理は、生活環境保全上の問題ばかりでなく、本来であれば適正に処理され再生資源としてリサイクルされる廃棄物が循環の輪から外れているものであり、循環型社会を形成していく上においてもその撲滅を進めていく必要があります。

また、不適正処理の原状回復は、多くの時間や費用を要するので未然防止や早期の対応が必要です。

このため、合同パトロールの実施や情報の共有化など警察や市町村等の関係機関との連携、府民やNPOなど民間団体との協働など、各主体の連携による意識の共有と行動により、みんなで不適正処理を許さない社会を形成していきます。

さらに、不適正処理に対しては法律・条例に基づく行政処分を厳格に行うとともにその内容を公表します。

#### (2) 排出者責任の徹底

〔基本方向〕

排出者責任に基づく廃棄物管理の徹底に向け、排出者に対し啓発や情報提供などを行います。

産業廃棄物の不適正処理を撲滅し適正処理を推進するためには、廃棄物の排出者による廃棄物の管理が重要です。そのためには排出者自身が法律・条例を理解し適切な負担を負わなければなりません。排出者からは産業廃棄物の処理を委託する業者の選定に必要な情報や、マニフェスト管理業務の効率化が求められています。

このため、排出者に対し、関係法令の周知徹底や産業廃棄物処理業者に関する情報の提供、電子マニフェストの普及促進などにより排出者の廃棄物に関する意識向上や管理体制の整備促進を図ります。

### (3) 適正処理に必要な処理施設の整備促進

〔基本方向〕

適正処理に必要な処理施設について、安全、高度で開かれた施設の促進を図っていきます。

廃棄物処理施設や資源化施設は循環型社会を形成していく上で必要不可欠な施設ですが、不適正処理の社会問題化等は施設に対するイメージにも悪影響を与えており、新たな施設の設置が困難となっています。

このような状況を打開し、安全、高度で開かれた施設の促進を図るとともに、環境教育の場となることを目指します。

このため、処理施設設置時に循環条例に基づく説明会を開催し意見を交換した上で生活環境の保全のための適切な配慮を行うことはもちろん、施設の運営においても開かれた施設となるよう、情報開示や対話の促進を進め廃棄物処理に関する府民の信頼回復を図ります。

また、市町村の処理施設については、新しい処理技術の動向などの情報について、研修会等により提供を行うなど技術的援助を行うとともに、関係機関との必要な調整を行います。

### (4) 情報の発信

〔基本方向〕

廃棄物情報の発信を充実していきます。

廃棄物の適正処理を推進する上で、正確な情報を主体間で共有することにより信頼関係が築かれれば、循環型社会の構築に向けての大きな力となることから、情報の重要性はますます増大しています。

さらに、廃棄物情報ネットワークなどの構築により、情報交流が進むことにより、リサイクルも含めて廃棄物処理の大きなネットワークが形成されていくものと考えられます。

大阪府は、社会全体での廃棄物に対する意識の向上を図るため廃棄物に関する情報の透明化を進めていきます。

このため大阪府は、主体間で共有できる情報システムの整備を行い、情報の発信を充実していきます。

#### 第4章 施策を総合的に推進するために

循環型社会の形成は、府域の取り組みだけで達成されるものではなく我が国全体の取り組みにより推進していく必要があります。国においては、循環型社会形成推進基本計画を策定し、計画に基づきさまざまな取り組みが進められます。この中では、制度の拡充など全国的な見地から実施する取り組みもあります。今後、国の動向を踏まえつつ大阪府の施策に反映していくとともに、地方の視点から新たに取り組むべき施策や制度などを提言していきます。また、基本方針に基づき展開される大阪府の施策のうち府域を越えて取り組みを進める必要のあるものについては、他府県との連携を緊密に行いより効果的な推進に努めます。

基本方針は、現在の社会情勢等から長期的な将来像をイメージし、それを踏まえて、中期的な施策の基本方向を定めたもので、今後の社会情勢の変化や科学技術の進歩などにより、新たに検討すべき事項も生じてくることが考えられます。このため、基本方針が常に時代に即した施策を総合的に推進するための方針となるよう、社会情勢等を踏まえ見直しを行っていきます。



## 語句説明

### \* 1 バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### \* 2 サービサイジング

製品そのものを販売するのではなく、製品が提供する機能（サービス）を販売する形態。例えば、洗濯機という製品を販売するのではなく、衣類を洗濯するという機能（サービス）を販売するというもので、消費者は洗濯機を無料で借り、洗濯機を利用する毎に費用を支払うというペイ・パー・ウォッシュと呼ばれるシステムなどがある。

### \* 3 環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案し、それを実施・運用し、点検・是正措置を行い、見直すという一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みのこと。

### \* 4 グリーン配送

物品の配送業務において、環境への負荷の少ない車の使用など、環境負荷の低減を図ろうとするもの。

### \* 5 エコショップ

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議\*」で実施している登録制度で、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店のこと。

\*ごみの減量化・リサイクルに取り組むため、住民団体、事業者団体、学識経験者、行政で構成する会議。

### \* 6 地域通貨制度

環境保全や福祉など、通常の貨幣によって市場価値を生みにくいサービスのやりとりを地域の人々の発意により活性化させるため、本来の通貨を補完する形で、一定の地域に限って発行されるもの。地域通貨は、エコノミー・エコロジー・コミュニティを掛けあわせて「エコマネー」とも呼ばれる。（国環境白書）

### \* 7 アドプト・プログラム

道路や川などについて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に行政が支援し、地域に愛されるきれいな道路、川づくりや地域の環境美化などに取り組むことを目的とした仕組み。

### \* 8 グリーン調達

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への不可ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入する「グリーン購入」を、事業者や行政が行うもの。

\* 9 循環型社会ビジネス

環境ビジネスのうち廃棄物・リサイクル分野に関するもので、廃棄物処理、資源回収やリース・レンタルなどサービスの提供に関する分野とプラスチック、鉄・古紙など再生素材に関する分野などに分類される。

\* 10 環境会計

企業が行う環境保全活動の費用とその効果を主として貨幣単位で把握（測定）し、分析、公表すること。

\* 11 環境報告書

事業者が経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取り組み状況等について取りまとめ、一般に公表するもの。

\* 12 ライフサイクルアセスメント

製品に関わる原材料の採取から、製造、流通、使用、廃棄に至るすべての段階を通して、環境への影響を定量的に把握（測定）し、評価すること。

\* 13 （電子）マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に交付する産業廃棄物管理票のこと。

また、紙の産業廃棄物管理票に代えて、パソコンのネットワークを使用して産業廃棄物管理票の記載情報を報告・管理するシステムを電子マニフェストシステムという。